

役員及び評議員の報酬等の支給及び費用弁償に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、定款の規定に基づき社会福祉法人ICA（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等の支給及び費用弁償に関する基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第十五条に基づいて置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とし、職務に従事する者をいう。
- (3) 常勤等理事とは、常勤理事のほか、常勤理事以外の理事で定期的に当法人の職務に従事する者を含めたものをいう。
- (4) 非常勤理事とは、常勤理事以外の理事をいう。
- (5) 評議員とは、定款第五条の規定に基づいて置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、認定法第五条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給及び費用弁償)

第3条 当法人は、役員等に対し、その職務遂行の対価として報酬を支給し、その職務遂行に当たって特別の経費を要する場合には、必要な費用を弁償する。

- 2 常勤等理事の報酬は、月額をもって支給する。
- 3 非常勤理事、監事及び評議員（以下「非常勤役員等」という。）の報酬は、必要の都度定額をもって支給する。
- 4 当法人は、常勤理事の退職、解任又は死亡（以下「退職等」という。）にあたっては、退職手当を支給する。ただし、定款第20条に規定する事由により解任されたときは、支給しないものとする。

(報酬の額及び支給方法)

第4条 常勤等理事の報酬の額は、職位に応じて別表（常勤等理事報酬月額表）に掲げる役職及びこれに対応する報酬月額範囲内で、従事日数等を勘案して、理事会の決議を経て理事長が決定するものとする。

- 2 常勤等理事の報酬の支給に係る支給定日、日割計算、端数処理及び法定控除等支払いに当たっての取扱いについては、職員の例に準ずるものとする。
- 3 非常勤役員等の報酬の額は、法人の理事会、評議員会その他への出席又は監事監査実施1回につき2万円とし、原則として支払うべき事由が発生した都度、現金により支給する。

(退職手当の算定基準)

第5条 退職手当は、常勤役員が退職等をした時に支給する。

- 2 退職手当の額は、在職期間中における第四条第1項の規定に基づいて決定された報酬の月額（この上において「報酬月額」という。）が同一である期間（以下「同一報酬月額別期間」という。）毎に、1月につき、当該報酬月額に100分の12.5の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

- 3 理事長は、その職務実績を勘案し、前項の規定により算定された額の10%の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

(退職手当に係る在職期間の計算)

- 第6条 在職期間及び同一報酬月額別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月として計算するものとする。
- 2 同一報酬月額別期間の計算に当たっては、変更前の報酬月額に対応する機関の端数が15日以上であるときは、30日を経過するまでは変更前の報酬月額に対応する期間とみなし、端数が15日未満であるときは、端数となる初日から変更後の報酬月額に対応する期間とみなし、さらに1月に満たない端数があるときは、変更後の俸給月額に対応する期間としてこれを切り上げるものとする。

(退職手当の支給方法)

- 第7条 退職手当の支給において、法令の定めにより控除すべき額があるときは、支給すべき額から控除すべき額を差し引いた残額を直接本人に支給するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡したときは、その遺族に支給する。
 - 3 退職手当の支払時期等は、職員の例に準ずるものとする。
 - 4 退職手当の計算において、1円に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用の弁償方法)

- 第8条 役員等が職務遂行のため遠隔の地に出張（理事会、評議員会その他への出席を含む。）をしたときは、法人の旅費規程に基づき、実費相当の定額の交通費を支給する。
- 2 非常勤役員等が理事会、評議員会その他に出席をした場合において、前項に規定する旅費が支給されない場合には、法人の旅費規程に基づき、実費相当の定額の交通費を支給する。
 - 3 役員等がその職務遂行に当たって特別の経費を負担した場合には、役員等が負担した経費の範囲内で、支給することが適当と認められる額を、支給すべき事由の発生した日以後速やかに弁償するものとし、また、前払いを要するものは、予め行うことができるものとする。
 - 4 費用の弁償において、法令の定めにより控除すべき額があるときは、弁償すべき額から控除すべき額を差し引いた残額を支払うものとする。

(通勤手当)

- 第9条 常勤理事には、通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、その支給の取扱については、職員の例に準ずるものとする。

(公表)

- 第10条 法人は、この基準をもって、認定法の規定に基づき公表するものとする。

(補足)

- 第11条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。
- 2 この基準の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付則

- 1 この基準は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 施行日の前から就任していた常勤理事に支給する退職手当は、最初に常勤理事に就任した日から施行日の前日までの期間を施行日以後の在職期間に通算し、第5条で規定する基準に基づき算定するものとする。

別表（常勤等理事報酬月額表）

役職別	報酬月額
理事長	500 千円
副理事長	400 千円
専務理事	300 千円
常務理事	200 千円
理事	100 千円